

茨木市公共基準点及び道路境界標の管理・保全に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）第二章及び第三章の規定に基づき茨木市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）及び道路境界標の一般的取扱い並びにこれらの管理・保全について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共基準点 測量法第33条に規定する公共測量の実施により茨木市が設置した1級基準点、2級基準点、3級基準、補助基準点（相当精度の基準点を含む。）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する地籍調査で茨木市が設置した基準点並びに国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第2条第1号に規定する基本調査で国の機関が設置した基準点をいう。

(2) 道路境界標 茨木市が道路及び水路と接する土地所有者と立会い又はそれに準ずる行為により確定した道路境界点上に設置した道路境界標をいう。

(公共基準点の使用手続)

第3 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、申請者に対し公共基準点使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 公共基準点を使用する者は、公共基準点の使用後、速やかに公共基準点使用報告書（様式第3号）を作成し、市長に報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第4 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。この場合において、別に市長と協議するときは、工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等。

(2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機までの距離が5メートル以下となる行為。

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事等。

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 市長が指示する測量資料。

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 工事施工者は、公共基準点付近での工事が竣工したときは、速やかに工事竣工報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）

(2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料。（着工前、竣工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

（機能の回復）

第5 工事施工者は、公共基準点及び道路境界標（以下「公共基準点等」という。）の一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は公共基準点等が設置されている土地及び建物の所有者又は管理者（第6第1項において「土地所有者等」という。）による公共基準点等の一時撤去又は移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点等を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 工事施工者は、前項の場合において同一構造による設置が不可能なときは、市長と協議の上構造等を変更することができる。

3 前2項の規定は、工事施工者以外の者が公共基準点等を滅失又はき損した場合について準用する。

（機能回復の施工者）

第6 公共基準点等の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者又は公共基準点等を滅失又はき損した者（以下「工事施工者等」という。）の費用負担により、茨木市が委託する者（以下「受託者」という。）が行うものとする。ただし、道路及び水路上以外の場所に設置された公共基準点について土地所有者等から公共基準点の一時撤去又は移転の請

求があった場合は、茨木市が行う。

- 2 測量成果の修正に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項及び第40条に定めるもののほか関係法令の規定に基づき茨木市が行う。

(設置工事)

第7 市長は、工事施工者等から道路の掘削工事等により滅失又はき損した公共基準点等の測量標の復元について依頼があったときは、境界杭復元依頼書(様式第6号)により受託者に依頼するものとする。

- 2 受託者は、測量標の設置位置及び設置施工方法について、市長と協議しなければならない。
- 3 測量標は、原則として、既設のものを再度使用するものとする。ただし、市長が使用不可能と認めた場合は、茨木市が有償で支給する。
- 4 受託者は、第1項の依頼を受けたときは、速やかに復旧見積書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、見積りに使用する単価は、茨木市と単価契約している金額とする。
- 5 受託者は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 6 受託者は、設置工事が竣工したときには、速やかに完了報告書(様式第8号)及び境界杭復元出来高内訳書(様式第9号)を前項の写真とともに市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。
- 7 受託者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第8 公共基準点等の設置工事に要する費用(既設の公共基準点等の取壊し費用を含む。)及び公共基準点等の測量作業に要する費用は、工事施工者等の負担とする。

- 2 前項の費用の額は、茨木市と受託者が単価契約する金額により計算して得られた額とする。
- 3 工事施工者等は、公共基準点等の効用に支障をきたした場合は、境界杭復元についての依頼書(様式第10号)により市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者に対し境界杭復元についての回答書(様式第11号)により見積概算金額を通知するものとする。
- 5 工事施工者等は、前項の回答書を受けたときは、速やかに承諾書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、公共基準点等の機能回復が完了したときは、工事施工者等に対し境界杭復元の完了通知書及び費用の請求書(様式第13号)により復元の完了及び納入

の通知をするものとする。

7 工事施工者等は、前項の納入の通知を受けたときは、請求書に記載された精算金額を市長が別に定める日までに納入しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、公共基準点等の管理等については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第1号

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申請者 住所

氏名

茨木市公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域	茨木市	
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 計画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

様式第 2 号

公共基準点使用承認書

様

茨木市公共基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的			
使用期間	年	月	日から 年 月 日まで (日間)
測量地域			
使用する 公共基準点	計 点		
測量方法			
測量 作業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
承認条件			
1 別紙公共基準点使用条件を守ってください。			
2 使用終了後は、報告書を提出してください。			
承認番号 号			
年 月 日			
茨木市長			印
担当連絡先	茨木市	担当	
	TEL	()	

公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得てください。
- 2 施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則としてください。ただし、管理者から指定された場合は、それに従ってください。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行してください。
- 4 使用に当たっては、公共基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めてください。
- 5 立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧してください。
- 6 作業者は、測量標付近で工事の予定がある場合は、速やかに茨木市に連絡してください。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書に、次の書類を添付し茨木市に提出してください。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど。

公共基準点使用報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市長

報告者 住 所
名 称
担当者

茨木市公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
測量地域			
使用する 公共基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号 号		
測量 作業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
使 用 結 果 (精 度)	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

工事施工届出書

年 月 日

(届出先) 茨木市長

届出者 住 所
氏 名

公共基準点付近で道路掘削等の工事を施工するので、次のとおり届け出します。

工事件名		
工事場所	茨木市	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
工事概要		
公共基準点番号		
占用 企業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工事 請負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 その他	

工事竣工報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工したので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所	茨木市	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
公共基準点番号		
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態 :	
	(2) 構造物のき損状態 :	
	(3) その他 :	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 竣工写真 2 測量資料 3 その他	

様式第6号

茨 第 号
年 月 日

受託業者 様

茨木市長 印

境界杭復元依頼書

みだしのことについて、次のとおり復元依頼します。

記

- 1 物件所在地 茨木市
(市道 線)
(工事施工者の添付図面を参照すること。)
- 2 杭復旧完了予定日 年 月 日
舗装復旧完了予定日 年 月 日
- 3 工事施工者
電話

様式第7号

年 月 日

復旧見積書

No. ー 号

年度

種 目	記号	数 量	単 価	金 額
2級基準点測量（埋標含む。）				
3級基準点測量（埋標含む。）				
3級基準点測量（打込含む。）				
道路境界点測量（埋設含む。）				
道 路 標 測 量（埋標含む。）				
道路境界点測量（打込含む。）				
合 計				
見 積 金 額				円

※諸経費及び消費税額を含む。

様式第8号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

受託業者

完了報告書

年 月 日付け茨 第 号で依頼のあった件について、
次のとおり復元が完了したので、報告します。

1 物件所在地 茨木市
(市道 線)

2 復元完了基準点標及び境界杭

区 分	単 価	点 数	金 額
2級基準点測量 (埋標含む。)			
3級基準点測量 (埋標含む。)			
3級基準点測量 (打込含む。)			
道路境界点測量 (埋設含む。)			
道 路 標 測 量 (埋標含む。)			
道路境界点測量 (打込含む。)			
合 計			

3 添付書類

- (1) 位置図 1/10,000
- (2) 写真 (復元前及び復元後)

年 月 日

境界杭復元出来高内訳書

No. ー 号

年度

種 目	記号	契約数量	出来高数量	単 価	備考
2級基準点測量（埋標含む。）					
3級基準点測量（埋標含む。）					
3級基準点測量（打込含む。）					
道路境界点測量（埋設含む。）					
道 路 標 測 量（埋標含む。）					
道路境界点測量（打込含む。）					
合 計					
請 求 金 額				円	

※諸経費及び消費税額含む。

様式第 10 号

年 月 日

(依頼先) 茨木市長

住 所
氏 名 印
電話番号

※氏名（代表者名）が自署の場合は押印不要です。

境界杭復元についての依頼書

茨木市が管理している境界杭が工事により破損するので、次のとおり復元について依頼します。

- 1 物件所在地 茨木市
(市道 線)
添付図面 位置図 1/10,000
平面図 1/250
現況写真
- 2 復元費用 依頼人負担
- 3 復元希望年月日 年 月 日
舗装工事完了年月日 年 月 日
- 4 連絡先
担当者
電話番号

様式第 11 号

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長 印

境界杭復元についての回答書

年 月 日付けで依頼のありました境界杭の復元については、次のとおりです。

- 1 物件所在地 茨木市
(市道 線)
- 2 見積概算金額 円 (別添復旧見積書参照)
- 3 費用の精算 作業が終わり次第、精算します。
- 4 その他 境界杭復元工事について、異議がなければ承諾書を提出してください。
- 5 連絡先 茨木市 担当
電話 内線

様式第 12 号

年 月 日

(提出先) 茨木市長

申請者 住 所
氏 名

承 諾 書

年 月 日付け茨 第 号で回答のありました境界杭
復元工事について、次のとおり承諾します。

- 1 見積番号 号
- 2 復元場所 茨木市 地先
- 3 見積概算金額 円
- 4 復元完了希望日 年 月 日
- 5 その他

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

印

境界杭復元工事の完了通知書及び費用の請求書

年 月 日付けで依頼のありました境界杭復元について、次のとおり完了したので通知します。

なお、精算金額は、次のとおりとなりますので、請求します。

- | | | | |
|---|----------|------------|-------------|
| 1 | 物件所在地 | 茨木市
(市道 | 号線) |
| 2 | 当初見積概算金額 | | 円 |
| 3 | 精算決定金額 | | 円 (別添内訳書参照) |
| 4 | その他 | 見積番号 | 号 |
| 5 | 連絡先 | 茨木市
電話 | 担当
内線 |